

表2-1 精神障害等の労災補償状況

(件)

区 分		年 度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
精神障害等	請求件数		524	656	819	952	927
	決定件数		425	449	607	812	862
	うち支給決定件数 (認定率)		130 (30.6%)	127 (28.3%)	205 (33.8%)	268 (33.0%)	269 (31.2%)
うち自殺 (未遂を含む。)	請求件数		121	147	176	164	148
	決定件数		135	106	156	178	161
	うち支給決定件数 (認定率)		45 (33.3%)	42 (39.6%)	66 (42.3%)	81 (45.5%)	66 (41.0%)

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号の「業務に起因することの明らかな疾病」に係る精神障害等について集計したものである。
 2 決定件数は、当該年度に請求されたものに限るものではない。
 3 支給決定件数は、決定件数のうち業務上として認定した件数である。
 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。

図2-1 精神障害等に係る労災請求・決定件数の推移

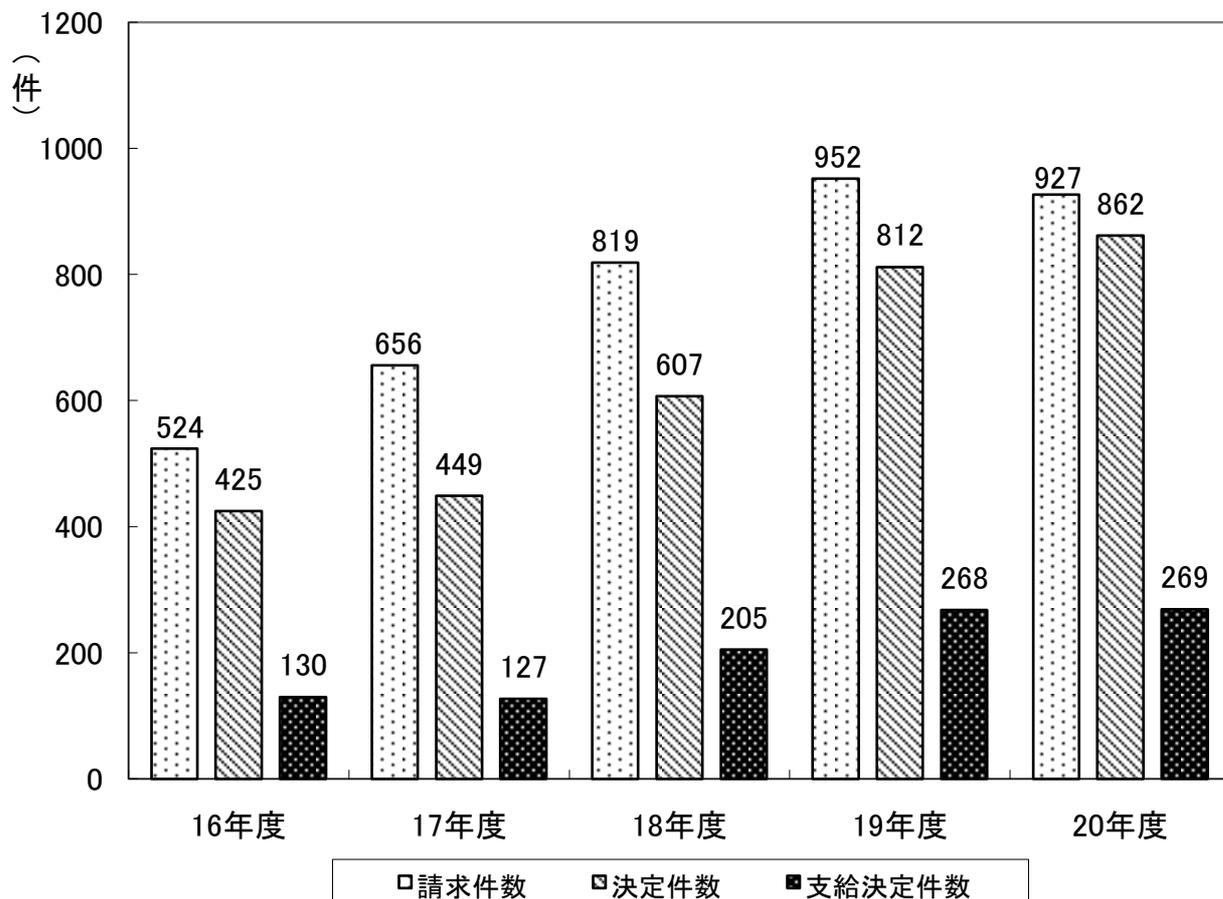


表2-2 精神障害等の業種別請求及び支給決定件数一覧

(件)

業種	年度	平成19年度		平成20年度	
		請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数
農業・林業・漁業・鉱業		5	0	7	3
製造業		175	59	168	50
建設業		82	33	71	22
運輸業		82	24	85	23
卸売・小売業		143	41	157	48
金融・保険業		41	13	43	11
教育、学習支援業		25	8	27	12
医療、福祉		121	26	122	26
情報通信業		55	11	50	17
飲食店、宿泊業		29	6	38	14
その他の事業(上記以外の事業)		194	47	159	43
合計		952	268	927	269

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

図2-2 業種別構成比

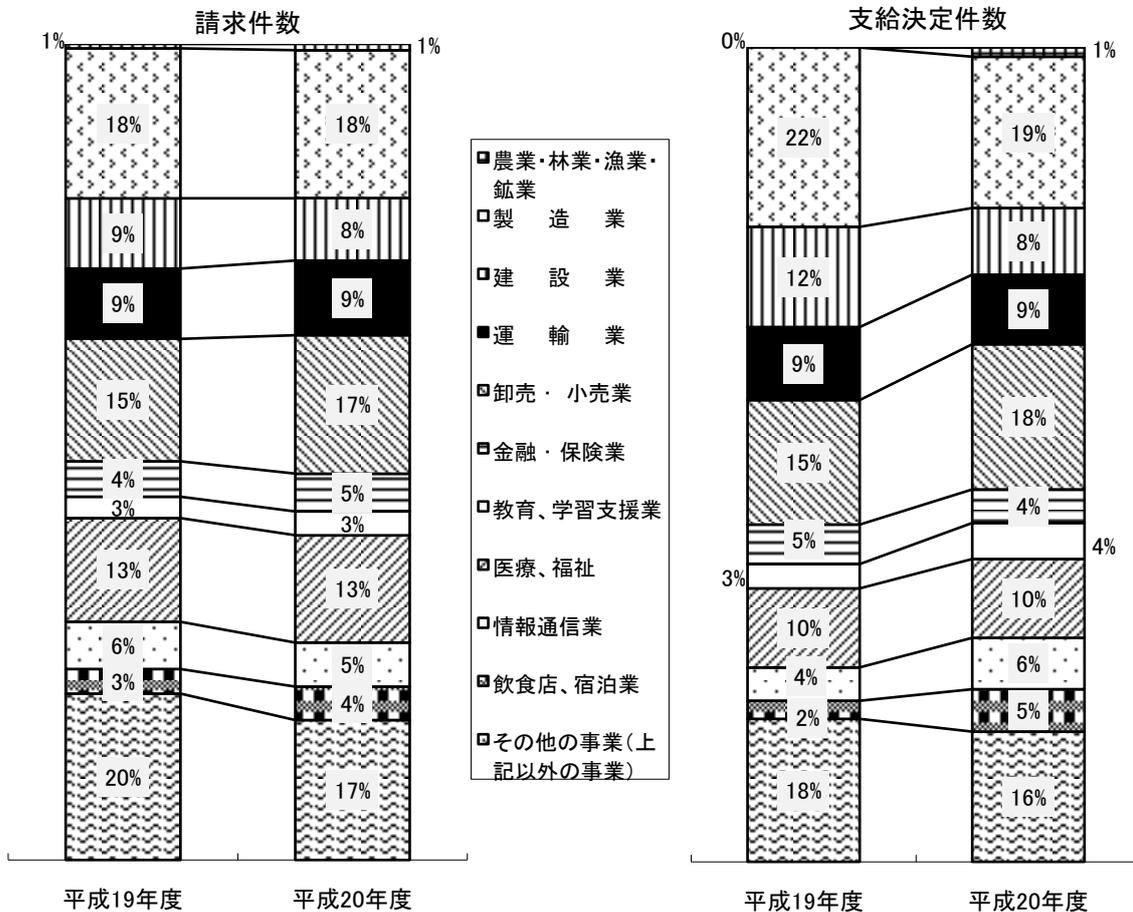


表2-3 精神障害等の職種別請求及び支給決定件数一覧

(件)

職種	平成19年度		平成20年度	
	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数
専門的・技術的職業従事者	243	75	227	69
管理的職業従事者	58	18	58	22
事務従事者	210	53	240	45
販売従事者	85	29	99	33
サービス職業従事者	82	10	76	27
運輸・通信従事者	68	22	65	20
生産工程・労務作業	191	60	148	51
その他の職種(上記以外の職種)	15	1	14	2
合計	952	268	927	269

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業作業
者などである。

図2-3 職種別構成比

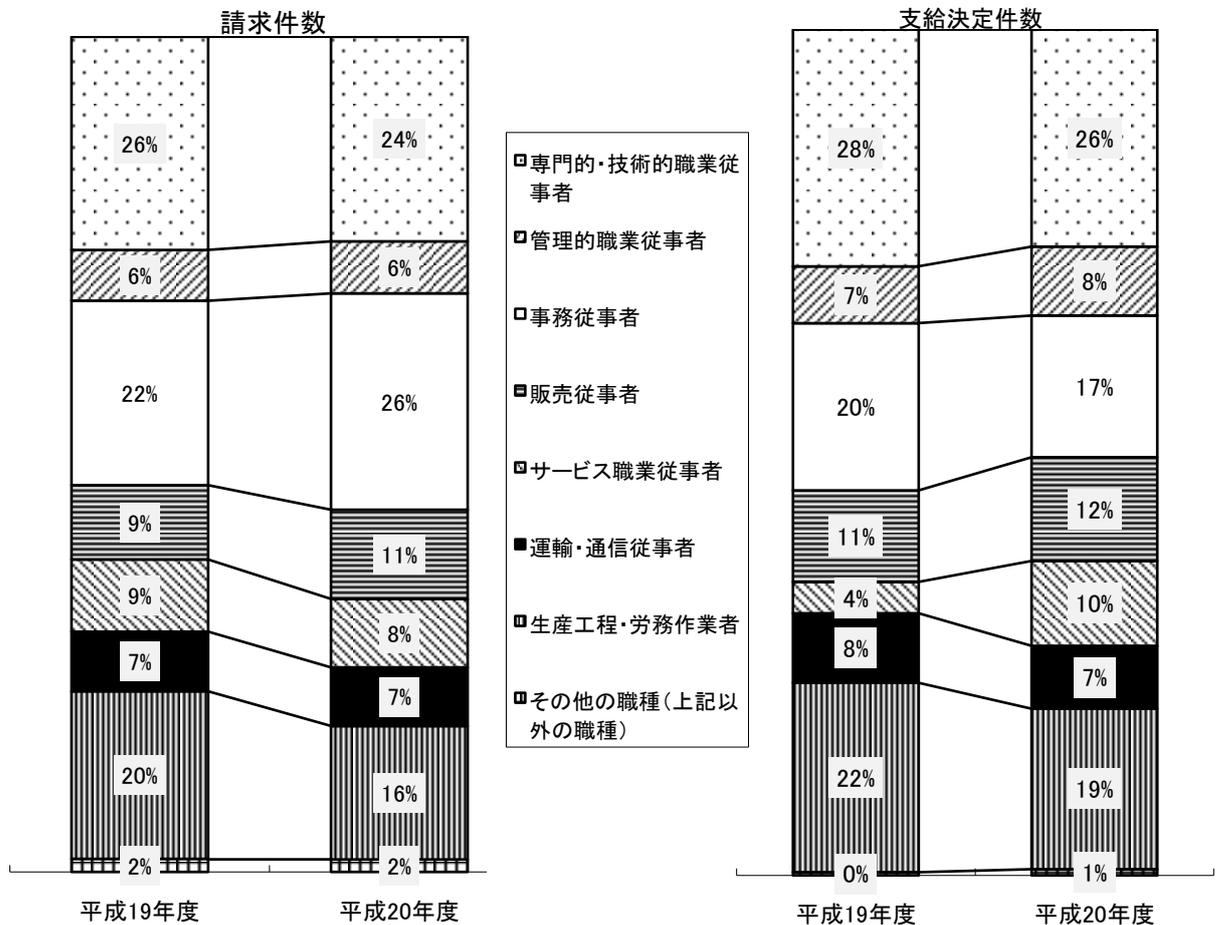


表2-4 精神障害等の年齢別請求及び支給決定件数一覧

(件)

年度 年齢	平成19年度				平成20年度			
	請求件数		支給決定件数		請求件数		支給決定件数	
		うち自殺 (未遂を含む。)		うち自殺 (未遂を含む。)		うち自殺 (未遂を含む。)		うち自殺 (未遂を含む。)
19歳以下	8	1	1	0	4	1	1	0
20～29歳	203	23	66	15	224	31	70	10
30～39歳	340	41	100	21	303	31	74	11
40～49歳	225	41	61	22	239	44	69	15
50～59歳	145	46	31	19	132	31	43	24
60歳以上	31	12	9	4	25	10	12	6
合計	952	164	268	81	927	148	269	66

図2-4 年齢別構成比

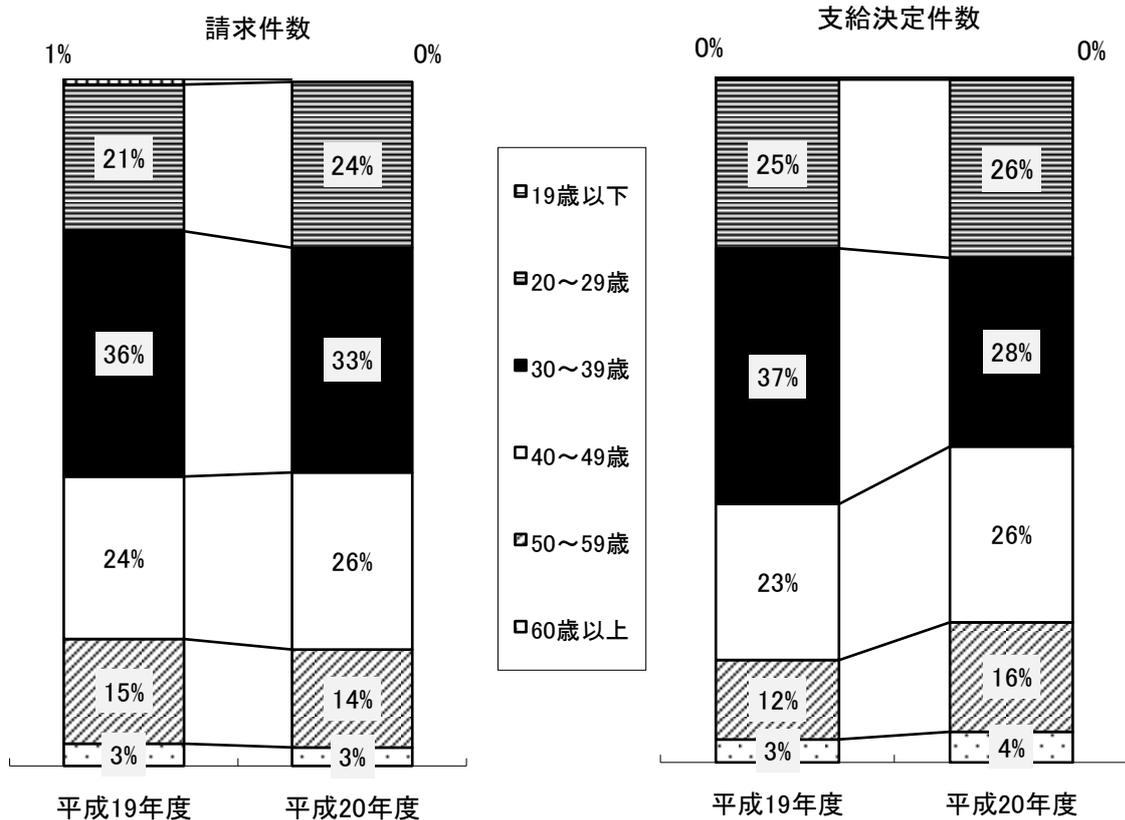


表2-5 精神障害等の労災補償状況(都道府県別)

平成20年度

	精神障害等				療養中の精神障害等				合計			
	請求件数		支給決定件数		請求件数		支給決定件数		請求件数		支給決定件数	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺
北海道	33	4	16	2	3		1		36	4	17	2
青森	4	2	1						4	2	1	
岩手	2	1	2	1					2	1	2	1
宮城	15	5	7	1	1				16	5	7	1
秋田	6	3	2	1					6	3	2	1
山形	7	1	6	1	1				8	1	6	1
福島	11	1	4	2	3				14	1	4	2
茨城	14	2	6	1					14	2	6	1
栃木	8	3	3	1					8	3	3	1
群馬	7	2	3				1		7	2	4	
埼玉	36	5							36	5		
千葉	33	8	16	3					33	8	16	3
東京	158	21	40	10					158	21	40	10
神奈川	75	8	18	1	1	1			76	9	18	1
新潟	8	2	9	2	1	1	1	1	9	3	10	3
富山	2		1	1					2		1	1
石川	4		1						4		1	
福井	5		2	2	1	1			6	1	2	2
山梨	1								1			
長野	9	1	2	1					9	1	2	1
岐阜	11	2	3	1	1				12	2	3	1
静岡	19	3	7	2					19	3	7	2
愛知	58	10	10	3	2				60	10	10	3
三重	13	1	3	1					13	1	3	1
滋賀	10	2	4	1					10	2	4	1
京都	37	4	10	2	2				39	4	10	2
大阪	105	12	22	8					105	12	22	8
兵庫	34	5	12	4			1	1	34	5	13	5
奈良	10	1	5						10	1	5	
和歌山	8		4						8		4	
鳥取	2								2			
島根			1								1	
岡山	11	4	2	1	2				13	4	2	1
広島	22	3	9	2	2		2		24	3	11	2
山口	3	1	1						3	1	1	
徳島	4	1	3						4	1	3	
香川	2	1	3	1					2	1	3	1
愛媛	6	1	2	1			1	1	6	1	3	2
高知	4								4			
福岡	32	5	4	1	4				36	5	4	1
佐賀	8	2	2	1					8	2	2	1
長崎	7		3	2					7		3	2
熊本	12	5	4	2					12	5	4	2
大分	7	2	1						7	2	1	
宮崎	20	9	5						20	9	5	
鹿児島	9	1	1						9	1	1	
沖縄	11	1	2						11	1	2	
合計	903	145	262	63	24	3	7	3	927	148	269	66

表2-6 精神障害等で支給決定された事案
 (1か月平均の時間外労働時間数別)

(件)

区分	年度		
	平成20年度	うち自殺 (未遂を含む。)	
20 時 間 未 満	69	7	
20 時 間 以 上 ～ 40 時 間 未 満	9	4	
40 時 間 以 上 ～ 60 時 間 未 満	10	4	
60 時 間 以 上 ～ 80 時 間 未 満	15	7	
80 時 間 以 上 ～ 100 時 間 未 満	22	8	
100 時 間 以 上 ～ 120 時 間 未 満	31	15	
120 時 間 以 上 ～ 140 時 間 未 満	24	7	
140 時 間 以 上 ～ 160 時 間 未 満	10	4	
160 時 間 以 上	20	5	
合 計	210	61	
(参 考) 支 給 決 定 件 数	269	66	

注 本表の合計件数と支給決定件数との差は、PTSD又は出来事による心理的
 負荷の程度が特に過重な場合など、労働時間の長さをみるまでもなく支給決
 定された事案等の件数である。